

第 23 号 議 案

敦賀市火入れに関する条例の一部改正の件

敦賀市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市火入れに関する条例の一部を改正する条例

敦賀市火入れに関する条例（昭和59年敦賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、 <u>乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報</u> が発表され、又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。	(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、 <u>異常乾燥注意報</u> 又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

敦賀美方消防組合火災予防条例の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。